

「どだなだ」… お互いの仕事の様子や子どもたちの状況を気軽に聞き合い
業務の分担や平準化、支え合える職場環境にしましょう。

長時間勤務者数、減ってきています!

1 時間外勤務状況について

(1) 各校種ごとの平均時間外勤務時間 ～昨年秋の「勤務時間状況調査」より～

調査期間：平成 30 年 10 月～11 月にかけての 7 日間

	週あたり時間外勤務時間 ^{※1} (対前年度比)	時間外の主な業務 (左から勤務時間外での業務時間が多い順)
小学校	12.8 時間 (-1.1 時間)	① 教材研究 > ② 学級事務 > ③ 分掌事務・学年事務
中学校	17.2 時間 (+0.1 時間)	① 部活動 > ② 教材研究 > ③ 分掌事務
特別支援学校	7.5 時間 (-0.3 時間)	① 教材研究 > ② 分掌事務 > ③ 学級事務
高等学校	16.2 時間 (-0.3 時間)	① 部活動 > ② 教材研究 > ③ 分掌事務・発表会等

※1：「学校での時間外勤務」と「自宅持ち帰り業務」の合計時間

(2) 県立学校^{※2}における長時間勤務者数^{※3}の推移 ～昨年度と今年度の比較～

(単位は「人」)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	194	326	229	206	92	207	266	111	86	97	37	46
	↓	↓	↓	↓								
R01	162	226	183	147								

※2：県立高等学校及び県立特別支援学校の常時勤務者が対象。県教育委員会福利課への報告より。

※3：月あたりの時間外勤務が 100 時間以上の者。

長時間勤務者に限って言えば、昨年度に比べ、約 7～8 割ほどの人数となっており、減少傾向が見られます。先生方一人ひとりの意識と、管理職によるマネジメントにより、「勤務時間」を意識した働き方が少しずつ浸透してきているものと思います。各種の学校行事や部活動、大会・コンテストなど、忙しい時期かとは思いますが、ワーク・ライフ・バランスを保った働き方を進めましょう。

(裏面：「ガイドライン (文科省)」及び「事例紹介」)

2 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」について

働き方改革関連法が、大企業では今年度から、中小企業では 2020 年度から導入され、文部科学省では、平成 31 年 1 月 25 日付けのいわゆる「ガイドライン」において、これに準じた「勤務時間の上限に関する方針」を発表しています。

＜公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）＞

在校等時間*の時間外勤務時間	基本方針	特例的な扱い※ ⁴
1 か月あたり	45 時間を超えない	1 か月(単月)：100 時間未満 複数月の平均：80 時間を超えない※ ⁵
1 年間あたり	360 時間を超えない	720 時間を超えない※ ⁶

※ 4：児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

※ 5：1 か月の在校等時間*の超過勤務時間が 100 時間未満であるとともに、連続する複数月の平均が 80 時間を超えないこと

※ 6：1 か月の在校等時間*の超過勤務時間が 45 時間を超える月は 6 月までとする

* 在校等時間

；中央教育審議会の審議を踏まえて文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）」で示された概念。いわゆる「給特法」（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）第 6 条で認められている時間外労働（いわゆる「超勤 4 項目」に係る業務）以外の業務が長時間化し、常態化していることに対し、校外での勤務や、職務として行う研修参加、児童生徒の引率等の職務に従事している時間についても、いわゆる「勤務時間」として捉え、これらを「在校等時間」としてまとめたもの。在校等時間には、職務として行う研修や校外学習、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務なども含まれる。

本県教育委員会では、今後、国のガイドラインに準じた県内公立学校教員の働き方改革に関する方針を策定する予定です。

事例紹介

『学校における働き方改革の取り組み手引【改訂版】（平成 31 年 1 月）』より

勤務時間管理に係る取り組みで効果のあった事例

＜事例 5-104＞

担任にとって事務処理が集中する学期末に、2～3 日間の事務処理日を設定し、放課後に会議を設定しないことで、通知表作成の事務処理時間を勤務時間内に確保することができた。

＜事例 5-106＞

時間外勤務を行う場合は、事前に「夜間施設利用簿」に利用時間、目的を記載し、勤務終了後は退勤時刻を記入するようにした。記載された時間を月ごとに集約し、改善策を全職員に提示している。タイムマネジメントへの意識が高まりがみられるようになった。

今号では、今年度の県立学校における長時間勤務者数に係る速報値を用い、少しずつですが、働き方改革が浸透してきている様子をご紹介しました。働く環境が劇的に変わったり、それを実感することは難しいかとは思いますが、昨年、あるいは数年前などと比べてときに、少しでも働き方の変化を実感していただけるよう、皆さまからのご意見をいただきながら、学校における働き方改革を進めていきたいと考えています。